

水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入（単価契約）仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団田尻水道センター管内の田尻浄水場において水処理用に使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、次の各号に定める品質規格に適合すること。また、受注者は納入の都度、当該品質規格に適合することを証明する分析報告書を提出すること。

（1）納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質二級で、下表に適合する製品とする。

項 目	規 格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12.0%以上
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	100mg/kg以下
塩素酸	10,000mg/kg以下
比重（20℃）	1.16以下
塩化ナトリウム	4.0%以下

（2）平成12年2月23日付厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」（改正された場合、最新のものとする。）第1条第16号に適合する製品とする。なお、設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課）（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

（品質の検査）

第4条 落札候補者は、前条第1項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

2 前項の分析試験結果書は、公的機関（計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣指定の水質検査機関）により、提出日より1年以内に発行されたものに限る。

(納入場所)

第 5 条 納入場所は、次のとおりとする。

(1) 大阪広域水道企業団 田尻水道センター管内施設 田尻浄水場 (泉南
郡田尻町吉見 212 番地 1)

(購入予定数量)

第 6 条 次亜塩素酸の購入予定数量は概数 2, 0 0 0 k g、5 回/年を予定して
おり、1 回当たりの購入量は原則 4 0 0 k g 程度とするが、処理水量、
水質等の変動により購入数量は変動する。また、災害時等にはライフラ
インである水道の事業継続に配慮し、次亜塩素酸の優先的な供給に協力
すること。

(納入日時)

第 7 条 受注者は、発注者の納入日時と納入場所の指示に従い、次亜塩素酸を納
入しなければならない。

(疑義等の決定)

第 8 条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が
生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

(原状回復)

第 9 条 納入時等において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負
担において原状回復するものとする。

(納入場所への入場)

第 1 0 条 納入場所への入場は発注者が現地に到着後、開錠して入場するので、
納入時間は十分に打合せをした上で厳守すること。

(契約の解除)

第 1 1 条 納入された物品を使用することにより、水道法第 4 条に定める水質基
準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、発注者からの改善の要請を受
けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない
場合、発注者はこの契約を解除することができるものとする。